

令和5年度フードロス削減キャンペーン事業企画運営業務
の企画提案の募集について（企画コンペ方式）

鳥取県では、より一層のフードロス削減を図るため、県民の賞味期限に係る理解を深め、賞味期限近くの食品の購入（手前どり）等の食品ロス削減のきっかけとなる取組みを推進しています。

この度、令和5年度フードロス削減キャンペーン事業実施に当たり、委託事業者を募集します。事業委託を希望される事業者の方は、参加資格要件を確認し、参加申込書及び企画提案書を提出してください。

1 事業の概要

- (1) 業務名
令和5年度フードロス削減キャンペーン事業企画運営業務
- (2) 業務の目的
県民の賞味期限に係る理解を深め、小売店において、賞味期限近くの食品の購入（手前どり）等のきっかけとなる取組みを推進することで、より一層のフードロス削減を図る。
- (3) 業務の内容
別紙1「令和5年度フードロス削減キャンペーン事業企画運営業務仕様書」のとおりとする。
- (4) 業務期間
契約締結日から令和6年3月18日まで
- (5) 予算額
1事業者につき50万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 採用予定数
3件程度

2 委託企画提案書募集日程（予定）

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 企画提案募集公告 | 令和5年9月29日（金） |
| (2) 質問期限 | 令和5年10月13日（金） |
| (3) 回答期限 | 令和5年10月18日（水） |
| (4) 参加申込書（誓約書含む）提出期限 | 令和5年10月20日（金） |
| (4) 企画提案書（見積書含む）提出期限 | 令和5年10月27日（金） |
| (5) 選定結果通知 | 令和5年11月10日（金） |

3 参加資格要件

次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) フードロス削減キャンペーンを適切に運営できる組織体制、設備等を備えていること。
- (2) スーパー等小売店であること。
- (3) 鳥取県内にスーパー等小売店を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 募集公告の日から企画提案書提出日までの間いずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

4 書類提出先及び問い合わせ先

- (1) 提出先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課廃棄物リサイクル担当
電話 0857-26-7198
ファクシミリ 0857-26-7563
メール junkanshakai@pref.tottori.lg.jp
- (2) 提出方法

メール、郵送及び持参にて受け付けます。